

白豪主義終焉からシティズンシップ・テスト導入まで

——多文化社会オーストラリアのガバナンス——

関 根 政 美

はじめに

一 白豪主義終焉から多文化主義導入

(一) オーストラリア多文化主義の概要

(二) オーストラリア多文化主義導入の理由

二 オーストラリア多文化主義の進展と逆風、そしてシティズンシップ・テスト導入

(一) オーストラリア多文化主義の進展と逆風の原因

(二) オーストラリア多文化主義終焉論台頭と二〇〇七年シティズンシップ・テスト導入

(三) *Becoming an Australian Citizen* とシティズンシップ・テスト

おわりに——多文化主義国家から文化多様性国家へ？

はじめに

オーストラリアが白豪主義を採用し、アジア・アフリカ・中東などからの移住者の入国を拒否するとともに、

定住者の公民権を否定していた人種差別国家であったという歴史的事実は否定できない。そのオーストラリアが、第二次世界大戦後、白豪主義を徐々に廃棄しはじめ、一九七〇年代のウィットラム連邦労働党政権が、連邦国籍・市民権法（一九四八年）をオーストラリア・シティズンシップ法（Australian Citizenship act of 1973）へと改正（一九七三年）するとともに、連邦人種差別禁止法を導入し（一九七五年）、シティズンシップ（市民権）の面においても名実ともに白豪主義を終焉させたことは賞賛すべきことである。その後、男女平等参画法（一九八六年）、障害者差別禁止法（一九八六年）なども制定され、自由・平等な民主主義国家への整備を急いでいる。多文化主義はカナダで考案され導入されていたものだが、アジア・太平洋地域の経済関係の向上を図らなければならない立場に置かれていたオーストラリアは、カナダの多文化主義を導入したのである。本稿では、多文化主義を導入して先進的な実験を開始したオーストラリアにも、多文化主義への逆風が吹きはじめて多文化主義終焉論が登場し、その後にシティズンシップ・テストが導入されていく過程を跡付けるとともに、その理由を探りたい。

一 白豪主義終焉から多文化主義導入

(一) オーストラリア多文化主義の概要

多文化主義（Multiculturalism）は、一般に思われているような移民・難民、周辺民族対策という狭い政策ではない。国民国家発展戦略の一つである。そして、社会的安定と国家分裂を防ぐ国民国家の生き残り戦略である。人材としての移民・難民、外国人労働者の有効利用を目指す国民経済発展戦略でもあり、国際政治・経済（貿易）の安定と発展をめざす国際貿易促進政策でもある。オーストラリアの場合、一九八九年に連邦政府により刊行された、『多文化オーストラリアのための全国的課題』（Commonwealth of Australia, 1989, *National Agenda for*

a Multicultural Australia) が示すオーストラリア多文化主義の基本理念は、以下の通りである。

① 文化的独自性 (Cultural Identity) : すべてのオーストラリア人が、慎重に定義された枠の中で、言語と宗教を含むそれぞれの文化的伝統を重視し、分かち合う権利。

② 社会正義 (Social Justice) : すべてのオーストラリア人が、待遇と機会の平等を享受し、人種、民族、文化、宗教、言語、性、出生地等の障壁から自由になる権利。

③ 経済的効率 (Economic Efficiency) : すべてのオーストラリア人が、その背景に関わりなく、技能と才能を維持し、発展させ、これを効果的に用いる権利。

以上の目標を実現するために、オーストラリアのすべての社会制度は、オーストラリア社会の文化的多様性を反映するように構築することが求められている。これは、主流主義 (Mainstreamism) とよくいわれる。その一環として、一九八一年に、常設ではなかったものの「人権委員会」(Human Rights Commission) が設置されているだけでなく(八六年に常設機関となる)、七五年にはじまったエスニックラジオ放送のスポンサーを七八年より連邦政府が引き受け、多言語ラジオ放送が全国に広げられはじめた。八〇年よりシドニー、メルボルンで多言語テレビ放送も開始され順次全国に拡大された。それでも、道路や駅の公共の多言語表示はあまりみかけない。それは、学校のESL(第二言語英語教育)や職場や地域の成人英語プログラム(A MEP)によって、基本的な英語は理解できるとの観点からである。商店・レストランの看板には多言語が溢れている。成人に対しては、企業が労働時間内に英語教育を行うことを義務付けた時もある。

連邦政府は先の三つの理念を掲げながら、基本的に、「多文化主義政策は、社会正義と経済効率の向上を柱として、よりよいオーストラリアの実現を目指す」と訴えている。多文化主義と経済効率との関係は、日本ではなかなか理解されないが、建国に役立つという移民・難民受け入れを中心に国民国家形成と発展を進めてきたオー

ストラリアでは、経済的に役立つ移民・難民の受け入れが優先されてきた歴史がある。多文化主義と経済効率の結びつきは不自然ではない。むしろ、人種差別が科学的にも人道的にも正当化されなくなった二〇世紀後半では、差別は移民・難民あるいは先住民族のなかの有能な人材を無駄にするものであり、非経済的であると意識されていたのである。その一方で、多文化主義は、自由・平等・民主主義などのリベラルな価値とは別物ではない。人種・民族・エスニシティ・言語・文化・宗教などの違いや国籍の有無を基準とした差別を取り除き、すべての国民が自由・平等な社会的基盤の上で対等な競争が可能となる場を提供するという、リベラルな観点から発展したものだと思えるべきである。私有財産を認めたくえて、自由・平等な立場で自由競争できることが、最も経済的に効率的だというのである。

オーストラリア多文化主義に基づく支援政策やプログラムを筆者なりにまとめると、以下のように三つのグループに分けられる。

①定住生活支援・社会参加支援プログラム…移民・難民先住民族への定住・生活・教育・就職支援からはじまり、社会参加への障害を取り除いて社会参加を促し、生活機会を確保するための政策・サービス群。ホスト社会の言語に慣れない異文化・異言語者が、ホスト社会の言語に慣れるまで待つのでは遅いので、多文化・多言語サービスが必要になる。と同時に定住のための生活支援と社会参加のための援助に加え、ホスト社会がもつ個人的・制度的差別などの障害を取り除く必要がある。このプログラムには必ず差別禁止法などの「社会的公正プログラム」が付随する。

②文化・言語維持促進プログラム…エスニック・マイノリティの文化・言語・宗教維持を支援して生活様式の維持のための支援を行う政策・サービス群。エスニック・スクールや宗教関係施設の運営などに必要な専門家などの移住を認めるとともに、運営補助金などの支援を行う必要がある。多文化主義法の制定なども含ま

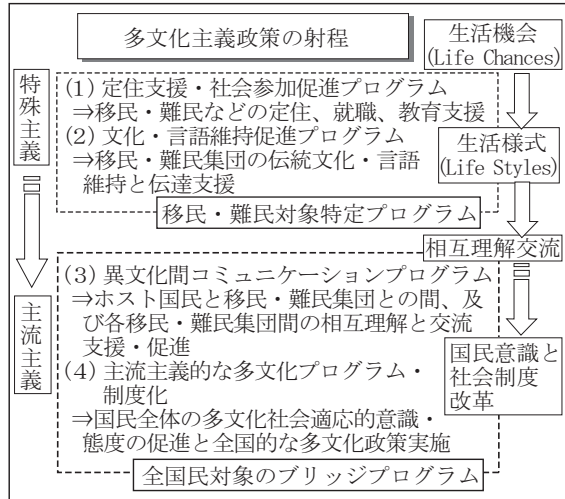
れる。

③多文化教育や異文化間コミュニケーションプログラム・ホスト国民と移民・難民集団との間、および各種移民・難民集団間の相互理解と文化交流を促進して社会秩序の安定を図る政策・サービス群。様々な文化の良いとところを取り入れつつ、個々の文化は発展するものとすれば、国内の多文化状況がエスニックな文化のみならず、受け入れ国の国民文化の発展にもつながるだろうという期待から多文化の維持は促進される。文化的刺激による各エスニック文化・国民文化双方の発展が目的である。

なお、多文化放送や電話通訳サービスを除く、こうした様々なプログラムやサービスは、連邦あるいは州政府が直接供給・実施するのではなく、地方自治体との連携の上でNGOやNPOによって実施されるものである。保守党系か革新系の政府・自治体によって、どのようなプログラムが優先され、金額がどのくらい配分されるか、交付金全体の予算額も経済状況を反映してまちまちであるが、こうしたNGOやNPOの設立や運営を支援するためのNGOやNPOも設立されている。多文化主義政策の最初の①②のプログラムあるいは政策群は、移民・難民定住者を支援するという対象が限られた特殊主義的なものだが、③のプログラム群にはホスト国民全体への啓蒙・理解促進を求める具体的なプログラムや政策が含まれており、国民全体を対象とする全国的で主流主義的なものである。これは、多文化主義が、ある特定の移民・難民集住地域でのみ行われるのではなく、全国的に実施される必要があることを示唆する。これを強調すると多文化主義プログラムや政策の全国的制度化へのプログラムを、④として独立に扱ってよい。多文化主義は、いづれにせよ、移民・難民をとくに対象とする特殊主義的なものから、幅広く国民全体を対象とする主流主義的なものまで様々である。文化的に多様な社会の秩序安定と、国民国家の経済発展を促すための国民統合政策なのである（図1参照）。

しかし、ここで、多文化主義政策の目標は野放図に多文化性の拡大を認めるというわけではないことを注意し

図 1 多文化主義政策の射程



ておきたい。先に論じたように、多文化主義はまさに人種・民族・エスニシティによる差別を否定する民主主義の原理に基づいているため、自ずとそこには制約が存在する。多文化主義の制約は以下の通りである。

①多文化主義には、すべてのオーストラリア人が、第一にオーストラリアおよびその利益と未来を優先し、かつそれらに對して一つにまとまった責務をもつべきであるという前提（国益優先）。

②多文化主義政策は、すべてのオーストラリア人が、オーストラリア社会の基本的構造と原則を受け入れることを求めている。それらは、すなわち憲法と法の支配、寛容と平等、議会制民主主義、言論と宗教の自由、国語としての英語、および男女平等である（リベラルな価値と制度の重視）。

③多文化主義政策は、与えられた権利とやらんで義務を課している。すなわち、自分自身の文化と信条を表明する権利は、相互責任をとらない、他の人々がその見解と価値を表明する権利を、自らも受け入れなければならない（義務と責任）。

多文化主義は野放図に文化的多様性を認め、イスラム原理主義を強化したとして多文化主義を批判する者が現れるが、こうした枠があることを知らない無知に基づく批判である。しかし、移民側にもこうした枠があることを理解できない者がいたことは否定できない。ここで注意しておきたいのは、多文化主義が宗教的・文化的原理

主義を促進するものではなく、このことは多文化主義の議論がはじめられた当初より注意深く論議されていたという⁽¹⁾ことである。

(二) オーストラリア多文化主義導入の理由

「オーストラリア多文化主義」は、二〇世紀初頭に連邦国家を形成する際に確立した白豪主義を否定した、ウィットラム (Gough Whitlam) 連邦労働党政権のオル・グラスビー (Al Glasby) 移民大臣が一九七三年に導入を示唆したものである。次のフレイザー連邦自由党・地方党連合政権が一九七八年に、移民の社会統合に関する「ガルバリー委員会」が多文化主義の導入を勧告したことを重視し、その勧告を全面的に採用したフレイザー (Malcolm Fraser) 政権が本格的に導入した (一九七九年)。現在でも採用されている。

オーストラリア多文化主義は、一九七三年にグラスビー移民大臣が、オーストラリアの白豪主義政策を終焉させ、英語系ヨーロッパ人以外の移民・難民を受入れることがオーストラリアの国益になるとして、多文化主義の導入の必要性を宣言してその第一歩が踏み出された。それは、当時のオーストラリアが政治・経済的にもアジア太平洋国家化し、日本を含むアジア・太平洋諸国との経済関係を強化していく動きと、第二次世界大戦後の大量移民政策によるオーストラリア社会の多文化社会化の動きに沿ったものであった。一九六〇年代後半より白豪主義はオーストラリアのアジア・太平洋国家化の障害である意識されはじめていた。

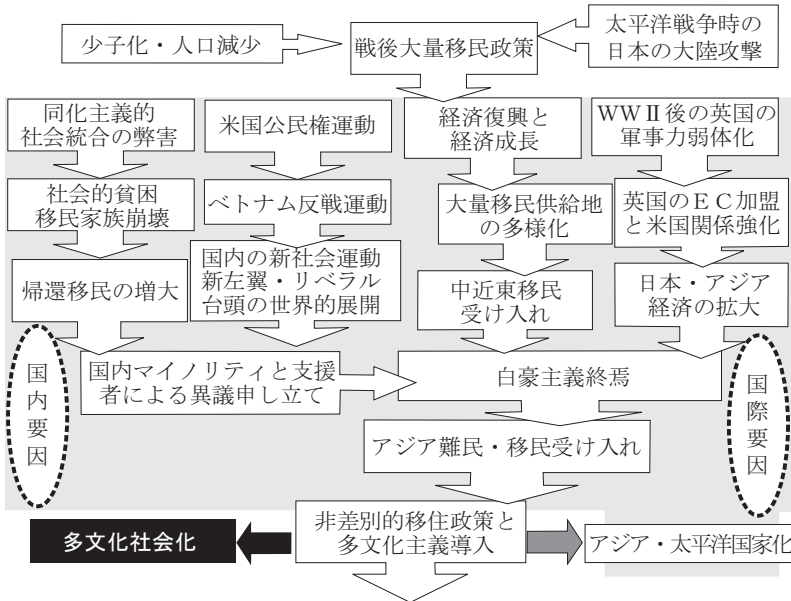
既に論じたように、多文化主義政策はカナダが少し前に導入したものであり、二番煎じではあった。しかし、カナダと異なり地理的にアジアに近いオーストラリアにとり切実なものとして意識された。グラスビー自身も非英語系ヨーロッパ移民の背景をもっていた。しかし、グラスビーのこの多文化主義導入宣言を急進的過ぎると感じ反対する国民も多かった。そのため、NSW州農業地帯にあるグラスビー大臣の選挙区では組織的な反対運動

が行われ、グラスビー候補は一九七四年の連邦総選挙では国民党(当時は地方党)候補者に敗北してしまった。さらに、ウィットラム政権そのものが一九七五年の総選挙に敗北したため多文化主義の本格的導入は次の自由党・地方党連合フレイザー政権に委ねられることになった。多文化主義への期待は高まりつつあったものの、その前途は決して順風満帆というわけではないことを感じさせる導入時代であった。

ところで、白豪主義(White Australia Policy)とは、狭義には、一九〇一年の連邦議会において導入された、有色人移住者の移住制限と帰国奨励・送還実施を目的として移住規制法案による移住制限と公民権の制限をさすが、広義には、移住規制法案と国内産業助成／保護貿易関税・連邦による大陸防衛政策、国内労働者の生活を守る強制調停・仲裁法によるオーストラリア連邦の繁栄と文化同質性を守ることを指す。それが六〇年代以降のオーストラリアにとつては不都合なものと意識されはじめたのである。その第一の理由は、オーストラリアのアジア・太平洋国家化である。第二の理由は、第二次世界大戦後に実施した大量移民政策により非英語系ヨーロッパ系住民が増加したことである。第三の理由は、一九五〇年代から六〇年代に発生した、米国のアフリカ系米国人による公民権獲得のための大衆運動が、オーストラリアのリベラルな知識人や大学生の人種差別反対運動や移民規制撤廃運動を刺激したことが挙げられる。これはオーストラリアの先住民族であるアボリジナル(Aboriginal)の土地権回復運動につながり先住民族運動に火をつけ白豪主義撤廃への圧力となったのである。これには、国際社会における市民権・人権意識の高まりによる文化・言語権も認められはじめるといふ事情も影響していた(図2参照)。

さらに第四の理由として、増加したヨーロッパ系移住者が、ヨーロッパの経済復興と経済成長が進んだ六〇年代になると帰還しようとする動きを強めたことがあげられる。さらに、白豪主義に基づく同化主義の強要は、両親の文化と言語を知らない児童を大量生産したため、移民・難民定住家族の崩壊を引き起こし社会問題化し帰還

図2 戦後の多文化社会を促進した要因



者を増加させていた。さらに、移民には貧困家庭が多く白豪主義の見直しの声が社会福祉関係者や教育関係者により大きくなり、多文化主義導入の声が強まっていくのである。大量移民政策は、一九七〇年代の初期の石油ショックにより経済の停滞を経験したウィットラム政権によって停止されたが、既に人口の多文化社会化は止めようもなかったのである。

多文化主義が導入されたのは、戦後世界の脱植民地化の動きが、オーストラリアにも影響したのである。オーストラリアは一九四二年にそれまで承認を遅らせていた、ウェストミンスター憲章を承認して、名実ともに独立国となり、一九四八年には「国籍・市民権法」(Nationality and Citizenship Act of 1948)を制定してオーストラリアン・パスポートを発行するようになったが、それは、英国依存からアジア・太平洋地域との経済・政治関係を拡大し、アジア・太平洋国家 (Asia-Pacific Nation) へとその国民アイデンティティを変更していくものでもあった。と同時にそれは、白豪主義を土台とする伝統的同質的

国民国家から多文化的国民国家への移行を意味するものであった。⁽²⁾

二 オーストラリア多文化主義の進展と逆風、そしてシティズンシップ・テスト導入

(一) オーストラリア多文化主義の進展と逆風の原因

八〇年代、九〇年代の多文化主義と逆風

オーストラリアの多文化主義は、フレイザー保守連合政権により本格的に導入されたが、導入直後より、批判論争が発生していた。とくに、有名なものは以下の三つである。

① 一九八四年のメルボルン大学歴史学のブレイニー (G. Blainey) 教授によるアジア移民制限と多文化主義拡大規制論争、

② 八八年のハワード (J. Howard) 自由党リーダーの引き起こしたアジア移民制限論争と国家主権論争 (移民者数の決定と供給国指定の権利は国家主権に属するので、国際批判は内政干渉だとハワード首相が論じた)、

③ 元中国駐在大使でもあったフィッツジェラルド (S. Fitzgerald) ・シドニー大学教授が引き起こした多文化主義批判論争 (米国型メルテインゲボット政策を採用し、チョコレート色のオーストラリアを求めた) は、国際的な反響も引き起こしたことで有名である。

さらに、一九九〇年前後には多文化主義の拡大は、移民受け入れ規模の拡大そのものに即応していたことから、環境保護派による大量移民継続反対論争を生み出した。その議論は移民の半数前後がアジア系であるという点を軽視していたため、反アジア移民論者や反多文化主義論者に利することになり、八〇年代後半には環境保護派内での移民論争がメディアや国民の注目を受けた。しかし批判にもかかわらず、ホーク (Bob Hawke) 労働党連邦

政権（一九八三―一九九一年）は多文化主義を堅持した。

九〇年代にも論争は続いた。アジア系住民が増大しヨーロッパ系中心に多文化社会化していた一九五〇年代や六〇年代に比べ、オーストラリアは七〇年代以降アジア系住民の増大という形で多文化社会化していた。多文化主義の堅持は九一年にホーク政権を引き継いだキーティング（Paul Keating）労働党連邦政権（九一―九六年）にも引き継がれた。それは単なる多文化主義の主流化の域を超えて、国民アイデンティティの変更を迫る改革へとつながった。まず、一九九二年の国旗改訂提案として現れた。キーティング首相は、英国国旗がオーストラリア国旗の左隅上に鎮座しているのは、オーストラリアがかつて白豪主義を維持していた英国の植民地であることを連想させるのでおかしい。オーストラリアがアジア・太平洋の自立的独立国家であることを示すためには、カナダ同様に国旗の変更が必要ではないか、との問いかけをともなうものであった。

この提案は、しかしながら、高齢者国民や復員軍人協会（RSL）の抵抗が強く実現しなかった。そこで、キーティング労働党首相は、オーストラリアが白豪主義と縁を切り、アジア・太平洋国家の一員であることを示そうと、英国王室との縁を切るとともに、オーストラリアの政体変更（立憲君主国から共和国大統領制へ）を認めるための国民投票を実施すると公約（九五―九五年）した。当時、国民はアジア移民増大と多文化主義の拡張に不安を感じ始めていた。日本および韓国、中国、東南アジア諸国からの廉価な工業製品の輸入拡大も重なり、オーストラリア製造業のリストラや経営改革が迫られていたこともあり、国民は生活文化に加えて文化不安の双方を強めることになった。

一九九六年にキーティング政権が退場すると同時に、クイーンズランド出身のP・ハンソン無所属議員がアジア移民制限と反多文化主義、先住民福祉政策削減の論陣を張る。一九九八年には、ハンソン議員が前年に結党した「ワン・ネイション党」（One Nation Party）に対して国民から一五%ほどの支持を受けるようになった（ク

イーンズランド州では、二三％）、これは、先にアジア移民制限論争を引き起こしたハワードが連邦首相になったこともあり、ハンソン議員の言動・行動に対して素早い対応を取らず、発言の自由を盾にとり放置していた影響にもよる。さすがに一五％近い国民の支持の増加が、自由党支持の減少に関わっていることが判明すると、ようやく対応を取りはじめた。しかし、国際非難を買うことになった。

英国王室との関係を維持したいハワード首相は、キーティング首相の公約である国民投票を一九九九年に実施した。自らは反対のキャンペーンを張って国民投票を敗北に追い込んだ。国民は気分的に保守傾向を強めていた。しかし、個人的にハワード首相は多文化主義や共和主義を嫌っていたとしても、多文化主義の即時撤廃には踏み切れなかった。当時、東ティモールへ多国籍軍を派遣したハワード首相は、自由・平等を標榜する民主主義国家の責務としての海外派兵を正当化していたので、先に指摘したように、文化や言語使用の自由・平等に基づく多文化主義を簡単に撤廃するわけにはいかなかったのである。東ティモール国際軍（INTERFET）の中核はオーストラリア軍であり、一九九九年八月から二〇〇〇年二月にかけて派遣されたが、その最中に、ハワードは多文化主義の継続を認めたのである。

ただし、その際刊行した八九年版の改訂版である『多文化社会オーストラリアへの新全国的課題』（一九九九）では、多文化主義の理念である文化アイデンティティ、社会的公正、経済効率という基本理念は、名称を変えただけで踏襲した。それらは、文化的多様性の尊重（Cultural Respect）、社会的公正（Social Equity）、生産的多様性（Productive Diversity）と変えられただけであるが、理念の最初に市民的義務（Civic Duty）、義務と権利の均衡（³）を置いて、文化的多様性の尊重よりも、シティズンシップ意識（市民意識）尊重が一番大切であると強調したのである。それは、多文化主義の理念の一番として、多文化主義理念に対する枠が置かれたということである。

二〇〇〇年代の逆風——多文化共生から多文化競生へ

しかし、二〇〇〇年代になってもアジア移民と多文化主義への逆風はさらに強まった。その第一の理由は、英語系国民の間に、多文化社会化の急速な進展と多文化主義の本格的導入による、伝統文化の将来に対する「文化不安」が拡大したことを意味する。第二の理由は、新自由主義経済改革の同時進行による社会格差の拡大と雇用流動化・不安定化による「生活不安」が拡大しているところに、多文化主義で特定のマイノリティが不当に優遇されているという不満が高まったことを意味する。生活不安はマイノリティの方が強いのだが、そのことを思いやる国民は少なくなった。つまり、新自由主義経済改革による社会格差の拡大に主流国民は苦しんでいるのに、マイノリティ住民は多文化主義の下で優遇されているというわけである（逆差別批判、Politics of Resentment）。この二つの不満を体现していたのがハンソン・ワン・ネイション党である。一九九八年の連邦総選挙において敗北し、ハンソン自身も落選するということで、その泡沫政党的性格が露わになったとはいえ、むしろ、不満を代弁する者がいなくなったため、不満は強く燻っていたと考えてよい。こうした不満が、二〇〇五年のシドニー南のクロヌラ海岸での暴動につながっていくのである。

第三の理由は、二〇〇一年九月一日ニューヨーク世界貿易センタービルを中心にした同時多発テロ以後連続するイスラム原理主義者によるテロ攻撃の存在である。〇二年にはバリ島レストラン自動車自爆テロ、〇三年にはジャカルタのマリオットホテル自爆攻撃、〇四年には同じジャカルタのオーストラリア大使館自爆テロ攻撃があり、イスラム教徒への猜疑心は高まり、多文化主義がイスラム原理主義を助長しているとの言説が拡大した。オーストラリアのアジア・オセアニア海域は、もはや楽園の海域ではなく安全保障不安の海域（Arch of Insecurity）となったのである。さらに、アフガニスタンよりボートピープルとして不法入国する者が急増し、そのなかにテロリストやテロ支援者がいるとの報道が増え、イスラム教徒への警戒感が拡大したことも含まれる。

図3 多文化主義への反発のメカニズム

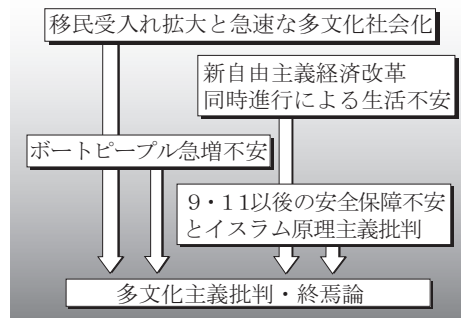
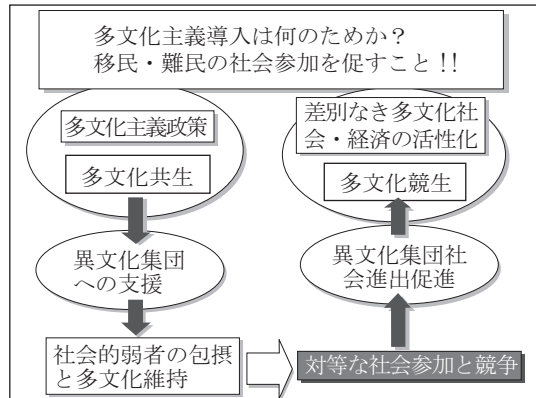


図4 多文化主義導入の2つの目的



これにより、不法移住を幫助する人間密輸業者への批判はさらに強まった。とくに、二〇〇一年八月から九月に発生したタンパ号事件は、オーストラリアに向かう四五〇人近いボートピープルを救助したノルウェーの貨物船タンパ号の要請にもかかわらず、ボートピープルの引き取りをハワード首相が拒否し追いついたというものである。それは、以前より多文化主義国オーストラリアは入国管理・難民審査が甘いと思われているとの噂を打ち消すためだった。その後、ハワード首相はボートピープルを海上で追い返す、あるいは南太平洋の島嶼国に移動させ、その地で難民審査を受けさせるとともに、審査そのものの厳格化を図る「太平洋ソリューション」政策を

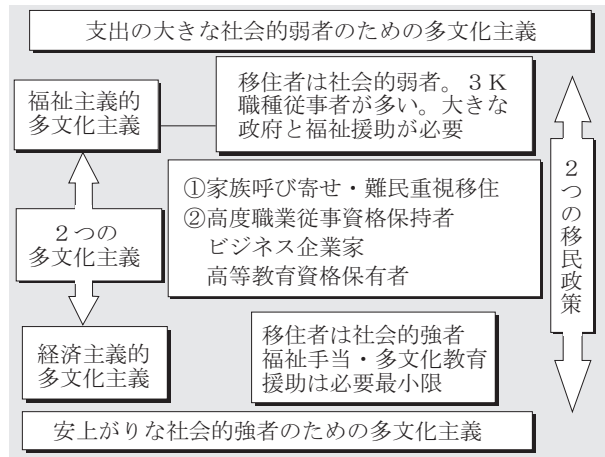
実行し（これは、ラッド政権登場とともに廃止されている）、上陸申請のできるオーストラリア領土の定義をより限定し、国境警備予算を増加させた。これは、移民政策と国家安全保障問題とを関連付けた議論（Securitization of immigration）を煽り、国民の不安を一層強めた（図3参照）。

多文化主義への批判の原因の第四の理由は、多文化主義の普及による逆説的な効果である（多文化主義のパラドックス）。多文化主義は、日本でいう多文化共生を実現するための移民・国民統合政策であるが、多文化主義のなかには、「多文化共生」と「多文化競生」の二つの側面があることに注意したい（図4参照）。多文化共生（Multicultural Cooperation）とは、移民・難民・定住外国人労働者と国民との間の異文化間コミュニケーションを図り、相互理解・協力によるコミュニティ再生や社会的安定を図るとともに、文化的多様性を維持するという側面が強い。他方、多文化競生（Competitive Diversity）とは、人種・民族・エスニシティ、国籍の有無・出身地などによる差別をなくし、人の脳力・能力を基に平等な競争を実施して、企業・社会の競争力を高めるとともに文化多様性を図る側面が強い。

多文化共生は、移民・難民定住者の定住支援とともに、文化・言語等の維持を支援するのは、社会的弱者としての移民・難民を苦難から救うためだが、多文化競生では、移住者への共生支援は、単に仲良く生活するためではなく、すべての国民が社会参加を果たし、受け入れ国において有能な人材としても競争的に働いてもらうことは、人材・人的資源の有効利用の観点から受け入れ国の国益にもなり、定住者にとつても利益になるのだから、人種差別は非効率なのでやらない。情けはひとのためならず、ということである。社会的公正（社会正義の重視は、経済効率のためでもある。そして競争に勝った者同士が共生する社会を作るという競争社会の原理が働いている。

多文化共生は、移民・難民・外国人労働者の多くは、生活困窮状況から脱出し生活向上を求めてやってくる（社会的弱者）を保護する「福祉主義的多文化主義」（Social Multiculturalism）である。多くは、低賃金肉体単

図 5 2つの多文化主義と2つの移民政策



(図 5 参照)。

オーストラリアでは、多文化主義を導入して三〇年近くが経過する。そうなると多文化主義のもとで成長し、競争力のある移民系住民が育ってくる。国民との間に教育・職業をめぐる競争も目立ち始め、国民のなかに多文化主義に不安を抱くものも増えてくる。福祉主義多文化主義に基づく多文化共生への努力は、オーストラリアでは、フレイザー、ホーク、キーティング政権の時代にかけて展開し、経済主義多文化主義に基づく多文化共生は、

純労働者になる人々であり、ホスト国の言語力や受けてきた教育レベルは低いから、支援が必要である。高度経済成長期の福祉国家化による福祉サービスの延長として行われる性格が強い。社会的弱者を助け、仲良く共存する大きな政府を前提とする分厚い福祉サービスを考える。多文化共生は、社会的弱者と思われる人々のなかにも有能な人材はいるはずだから、社会参加支援とともに生活・教育・職業訓練は必須であり、国内での競争を強め、よりよい人材を生み出す必要があるとの観点から実施される。

「経済主義的多文化主義」(Economic Multiculturalism)である。

多文化共生は、社会的弱者を救うことをも視野に入れる社会的移民(家族呼び寄せ、難民・人道プログラムにより受け入れる移住者)をも重視する政策を取り入れ、後者は、競争力のある移住者を優先する経済的移民(資本家・技能・専門職労働者移民)を重視する政策を採用し、難民、ボートピープルへの風当たりも強める

キーティング政権後期よりハワード政権全般期にかけて強化されたといつてよいだろう。その結果、多文化主義の二つの側面をバランスよく理解し、この変化に対応できているオーストラリア人は少ないので、激烈な競争社会である「多文化競争社会」を生み出した多文化主義への不満と不安は高まったのである。⁽⁴⁾

(二) オーストラリア多文化主義終焉論台頭と二〇〇七年シティズンシップ・テスト導入

ハワード首相は、以上諸々の条件が揃いはじめるなかで、多文化主義の排除へと動きはじめた。まず、二〇〇五年にオーストラリア・シティズンシップ法を改正し、適正を欠く場合には市民権の申請の拒否を可能とするという条件を付け加えた。従来、審査拒否はなかったのが帰化審査を厳しくしたといつてよい。同時に、国旗掲揚を受け入れる学校に財政支援を強化するという保守的な政策を打ちだしている。〇六年には移民省事務次官など的高級官僚から多文化主義の名称変更や多文化主義不要論を唱えさせるとともに (M-ism is dirty)、〇七年一月に内閣改造を行った際に、移民省の名称を変更し、名称から「多文化」の文字を消し、シティズンシップに取り替えたのである。すなわち、Department for Immigration and Multicultural Affairs から Department for Immigration and Citizenship への変更である。移民省は一九四五年に設置されて以来、「移民省」と単純な名前のままだったが、七五年に Department for Immigration and Ethnic Affairs となつて以来、「エスニック」か「多文化」の名称が付加されてきたのである。

そして、同年一〇月より、シティズンシップ・テスト (Citizenship Test) が導入されたのである。ハワード政権が二〇〇六年九月にシティズンシップ・テストのメリット・デメリットに関する意見を国民より求めたところ、一六四四もの応答があり、そのうちの六〇%がテストの導入に賛成であった。二五%は反対し一五%は意見を表明していなかったが、ハワード政府は導入を決め、同年一二月にテストに関する法案提出の用意があることを発

表している。その際に、長期滞在者には価値同意書へのサインを求めることもあったとした。オーストラリア・シティズンシップ法は、二〇〇七年三月に議会に上程され、一二月には通過し、テストは二〇〇七年一〇月一日より実施された。価値同意書へのサインは同年一二月より実施されている。

シティズンシップ・テストは、ある一定の英語力を身につけたことを前提とし、リベラルな価値やオーストラリアの政治制度や歴史についての簡単なテストを行うというものであるが、それは、一九九〇年代後半より実施された保守連合政権による、義務教育を中心とした新たなシティズンシップ教育の成果が表れる頃でもあった。オーストラリアでは、ホーク／キーティング労働党連邦政権の時代（八三年～九六年）から、国民全体の市民意識・政治意識強化のためシティズンシップ教育の必要性が論じられはじめていた。それは確かに、多文化主義導入時代と重なっていたこともあり、移民や難民の子弟には第三世界からくるものが多いので、移民子弟のシティズンシップ教育が必要だとの認識からはじめられた側面もある。しかし、当時、労働党は国民全般の市民意識の低さへの危機感が強かった。

ハワード自由党・国民党保守連合政権（一九九六年～二〇〇七年）の時代になると、多文化主義論争を経験した後であり、多文化主義への不安・不信も強くなっていた。多文化社会だからこそ、非白人系移民子弟へのシティズンシップが必要だとの観点が強くなって導入されたという印象が強い。しかも、世界的にテロ攻撃に対する不安が広まりつつあった時代でもある。多文化社会におけるイスラム系移住定住者の再教育として実施されるとともに、国民には白人の優位性を印象付ける意図が露骨であると批判されたが、とりあえずその概要をみると以下のようなものである。⁽⁵⁾

シティズンシップ・テストはコンピュータを利用する。単純な操作で誰にでも対応可能であるが、念のため画面上で捜査・解答の仕方についての説明がある。試験は英語で行われ、試験時間は四五分以内だが、障害者など

への対応の必要に応じてアシスタントが同席する場合は九〇分以内で行う。持ち込みは一切不可。試験室への私有物持ち込みは可能だが、試験中は机の下に置く。携帯電話を含め情報機能のあるデジタル機器は試験中電源オフとされる。以上の規則を守らない場合は退席させられる。大学の入学試験あるいは期末試験と同じである。試験は、テスト用教科書のなかから出題されるので、必ず入手して予習しておくこと。二〇〇題ほどの問題が作成されており、そのなかから機械的にアットランダムに二〇問選出されるので解答する。いずれも選択肢問題である。当初は、オーストラリア市民のもつ責任に関する三つの基本問題には正答しなければならないとされ、合格点は六〇点とされていた。以下、シティズンシップ・テスト用教科書の内容を中心に、何を覚えなければいけないのか概観し、その問題点を指摘したい。

(三) *Becoming an Australian Citizen* とシティズンシップ・テスト

Becoming an Australian Citizen—Your commitment to Australia (Citizenship test resource book) は日本語版では『オーストラリア市民権取得——オーストラリアへのあなたの約束』となっている。本書はシティズンシップ・テスト受験者が読まなければならない教科書のようなものだが、その序文には、オーストラリア・シティズンシップがなぜ必要なのか、以下のように書かれている。長いが引用しておきたい。原文では、シティズンシップは「市民権」と訳されていたので引用文中ではそのまま引用する。文中の英文は英語版より引用したが、人名に関しては氏名が完全でない場合筆者が補ったものがいくつかある。

「オーストラリアの市民権取得を求めることで、あなたはオーストラリアに住み、この国の将来に貢献することを選ばれました。市民権を取得することは、自分をオーストラリア人と呼ぶ機会を得ることを意味し、これは移住の旅において最後の、そしてもっとも大切なステップです。

オーストラリア市民権は、出生によって得たものであれ、選択によって得たものであれ、すべてのオーストラリア人の共通のきずなです。オーストラリア市民権を取得することは、ある独特な国の社会に加わることを意味します。これには責任と権利や恩恵が伴うと同時に、これによってオーストラリアの暮らしに全面的に参加する機会も得られます。

古代の地でありながら比較的歴史の浅い国でもあるオーストラリアは、これまでに二〇〇カ国以上の国々からの移住者と市民権取得者を歓迎してきました。民族的・文化的多様性 (ethnic and cultural diversity) と国の団結をこれほどうまく調和させてきた国はオーストラリア以外にはありません。

市民権が授与される際には、市民権取得者はオーストラリアとその国民への忠誠を誓い、オーストラリア国民の民主主義の信念を共有し、オーストラリア国民の権利と自由を尊重し、オーストラリアの法を守り、これに従うことを要請されます。

オーストラリアは西洋の政治的伝統に従った自由民主主義国です。オーストラリアの市民社会の価値 (The civic values of Australia) には、すべての個人の平等な価値と尊厳及び自由の尊重、宗教的寛容、男女平等などがあります。オーストラリアの市民権とはこういった価値を毎日の暮らしの中で、そして地元社会で体现することを意味します。現代の市民権の基盤には、独立国家としての認識やオーストラリア人が共有するものに対する長年の愛着なども含まれます。このため新しい市民権取得者は、政府の支援を得て、基本的な英語の知識を有することが求められています。

またオーストラリアの歴史と遺産、国土と国民、永年にわたって発展してきたこの国のユニークな文化についても、いくらか知っていることが期待されています。この知識は新しい市民権取得者がオーストラリアの教育、雇用、その他の機会を得る上で役立ちます。また運命を共にし、必要が生じれば共通の利益のために犠牲も共有するという感覚を伴う、結束力のある統合された社会 (a cohesive and integrated) を育む上でも、この知識は有益です。

オーストラリアの市民権はオーストラリアを最優先 (an overriding commitment to Australia) するという約束を意味します。私たちがもちよった異なる経験、多様な民族背景や文化 (our diverse backgrounds and cultures) のすべてが、この共有する約束を豊かなものにします。

上記に概略をまとめた価値は長年にわたってオーストラリア人が促進し、話し合ってきたものです。こういった価値は出身民族が多様で文化的伝統も異なる何百万人もの人々をオーストラリアが歓迎し、社会にうまくとけこませる上で役立ってきました。オーストラリアの文化的多様性はダイナミックな社会を作り出す長所の一つです。法という枠組みの中で、オーストラリア人は誰でも自分の文化や信念を表現する権利を有します。

オーストラリア国民に求められているものは、オーストラリアを、つまりオーストラリアの法、価値、国民を最優先するという約束です。オーストラリア市民権取得は単なるセレモニーだけではありません。落ち着いて世界に臨む、自信のある国として、オーストラリアという国の二一世紀におけるアイデンティティの中心にあるものです」。

オーストラリア・シティズンシップをとることが、いかに大切かということが説明されている。世界中から移民が集まる多文化移民国家であることも強調されている。しかし、戦後の文化多様性は多文化主義の成果であることについては一言も触れていない。自由・平等、議会制民主主義と国益重視の観点だけですべてうまくやってきたかのような記述である。目次は以下のようになっている。

はじめに

パート一ーオーストラリア人であることは何を意味しますか

オーストラリア国民の責任及び権利と恩恵

オーストラリアの価値

パート二ー私たちの国土、私たちの国

オーストラリアの紹介

今日のオーストラリア人

オーストラリアの国名と象徴

オーストラリアの歴史

パート三ーこの国の政治

オーストラリアの政治

オーストラリア憲法

政府のレベル

選挙で選ばれたあなたの代表者

パート四ー市民権の申請

オーストラリア市民権取得

本書の利用方法

問題例

パート一では、オーストラリア・シティズンシップをもつことによる恩恵・権利そして発生する責任・義務について列記するとともに、オーストラリア的価値 (Australian values) とは何かについて説明されている。

オーストラリア国民は一定の権利と恩恵を有し下記にまとめられています。

〈権利〉

* 投票

* 議員に立候補

* オーストラリアのパスポート申請とオーストラリアへの帰国の自由

* 海外で生まれた自分の子供をオーストラリア人の子供であることを理由にオーストラリア国民として登録

* 海外にいる間にオーストラリア外交係官から領事館の全面的援助を求められる

〈責任〉

* オーストラリア防衛軍やオーストラリア公務員として広範な雇用機会を求めることができる

* 連邦、州・特別地域の選挙及びレファレンダムで投票

*要請があった場合には陪審員を務める

*必要が生じた場合にはオーストラリアを防衛する（オーストラリアで生まれた国民と同じ権利と例外規定を受ける）

オーストラリア人として知らなければならない基本的事実や価値について、以下のように説明されている。ま
ず知らなければならないことは以下の事項である。

- ① オーストラリアの価値
- ② オーストラリアの歴史、文化、地理
- ③ オーストラリアの国旗をはじめとする様々なシンボル（紋章）
- ④ オーストラリアの議会制民主主義の仕組み
- ⑤ オーストラリア市民としての責任と特権

そして、オーストラリアの価値といわれるものは以下の通りである。 *Becoming an Australian Citizen* とは「現代オーストラリアにおいて重要な価値には次のものがあります」との前書きの後に以下の一〇項目が挙げられている（以下日本語版より引用）。

① 個人の価値の平等の尊重、個人の尊厳と自由の尊重（respect for the equal worth, dignity and freedom of the individual）、オーストラリア人は一人一人が自由で平等であり、尊厳と尊重をもって扱われるべきです。オーストラリア人は、法の許す範囲内で、また一人の自由が他人に害を及ぼさない限り、信念、言論、宗教、平和的集会と結社の自由といった基本的自由を有します。オーストラリア人は社会における争いの解決法として暴力、脅迫、屈辱を使うことを拒否します。

②言論の自由 (freedom of speech)、すべてのオーストラリア人は人を危険にさらしたり、人の名誉を傷つけたり、他人の言論の自由を妨害しない限り、いかなる話題、問題、人についても自分の考えることを自由に言ったり、書いたりすることができます。これはオーストラリアの新聞、テレビやラジオ、その他の形のメディアにもあてはまりません。オーストラリア人は政府の行為に自由に抗議することができます、法を変更するためにキャンペーンを行うことも自由です。言論の自由は人々が自分自身を表現したり、考えを話し合ったりできるようにするものです。虚偽の情報やうそについては、それから個人の名誉を守る法律があります。

③宗教の自由と政教分離 (freedom of religion and secular government)、すべてのオーストラリア人は、信仰の実践がオーストラリアの法に反しない限り、自分の選んだ宗教を自由に信仰することができます。オーストラリア人には宗教を信仰しない自由もあります。オーストラリアの社会では宗教の不寛容は認められません。オーストラリアの政治は宗教と分離しており、オーストラリアには公式宗教も国家宗教もありません。政府は宗教とは無関係にすべての国民を平等に扱います。各種宗教の法はオーストラリアでは法として認められておらず、法的拘束力がありません。例えば離婚法は国会が制定した法です。離婚のプロセスや、子供の監護権、財産処理合意手続きなどの関連事項はオーストラリア国会が可決した法に従ってのみ行うことができます。すべてのオーストラリア人はこれらの法の保護を受ける権利を有します。一部の宗教や文化の慣習、例えば重婚などは違法です。

④結社の自由 (freedom of association)、法の範囲内において、オーストラリア人は自由に集会を開くことができ、政府やその他の組織に抗議することも自由です。ただし、抗議は平和的に行われなければならない、抗議中に人や物に損害や傷害を与えることは許されません。結社の自由には、合法的な組織やグループに加わる自由、加わらない自由も含まれます。このような組織には政党、組合、社会団体などが含まれます。

⑤議会制民主主義と法の支配の支持 (support for parliamentary democracy and the rule of law)、議会制民主主義とは、国がどのように運営されるか、またオーストラリア議会がどのように代表されるかについての決定プロセスにオーストラリア国民が参加することを意味します。定期的な選挙と公開された国会討論を通じて、政府はオーストラ

リアの全国民に対して説明責任を負います。選挙によって選ばれた議員で構成される議会は、私たちの法を制定したり、法を制定する権限を委譲したりすることが出来る唯一の機関です。オーストラリア人の法の価値の認識は、法とは選挙で選ばれた政府が確立する行動規則であり、これは、規律があつて自由な社会を維持するために社会が従うものであるというものです。オーストラリア人は誰でも政府の制定した法に従わなければなりません。同時にオーストラリア人は誰でも法の支配による保護を受けます。これは政治家や警察など権力を有する立場にある人であっても、法の上に立つ者はないという意味です。

⑥法の下での平等 (equality under the law)、すべてのオーストラリア人は法の下で平等です。これは誰でも人種、出身民族や出身国、年齢、性別、婚姻関係、障害、政治や宗教上の信念を理由に他人と異なる扱いを受けるべきではないという意味です。政府官庁や独立した裁判所は誰でも公平に扱わなければなりません。同等に扱われるということの意味は、雇用や昇進が各自の技能、能力、経験に基づいて行われるということであり、文化背景や政治信念に基づいては行われないということです。またこれは人種、肌の色、宗教、性別、婚姻関係を理由に店やホテルでサービスを断られることはないという意味でもあります。

⑦男女平等 (equality of men and women)、オーストラリアでは男女は平等な権利を有します。仕事や職業は男女両方に平等に開けており、兵役にも男女両方が就くことができます。政府の職にも男女ともに就くことができます。

⑧機会の平等 (equality of opportunity)、オーストラリア人は機会の平等と、よく「fair go」と言われる公平の精神を重視します。これは誰かが人生で達成する事柄はその人自身の才能や仕事、努力の結果であるべきで、出生の偶然によるべきものではないという意味です。誰でも出生国、文化背景、政治信念、言語、性別、宗教的信条を理由に不利な立場に置かれるべきではありません。これは皆が同じ、あるいは皆が等しい富や財産をもつという意味ではありません。これが目的とするものは、オーストラリア社会に公式なあるいは強固な階級の区別がないようにすることです。

⑨平和的であること (peacefulness)、私たちは私たちの平和的社会を誇りに思っています。変化は、話し合いや平和

的な説得、民主的プロセスで生じるべきだと信じます。人の心や法を変える手段として暴力を使うことを私たちは拒否します。

⑩寛容、相互尊重、困った人への思い (tolerance, mutual respect and compassion for those in need)、オーストラリア人は全体的に「live and let live (自分も他人も好きなように生きるべき)」という原則を支持しています。この結果、どここの出身であれ、すべての人に対する寛容と相互尊重が重視されています。オーストラリアは自分が誰であり、どこで生まれたかというだけで、他人より優れていると思われることのない平等主義社会であることに誇りをもっています。オーストラリアには「仲間意識」(mateship)という強い仲間意識の伝統がありますが、これは特に逆境において自発的に他人を助けたり、他人から助けられたりすることを指します。「仲間」(mate)とは配偶者、パートナー、兄弟姉妹、息子や娘、友人であることもありますし、まったく知らない人である場合もあります。自分に落ち度がないのに生活が困難な人々を対象とした、社会のセーフティネットという形の政府援助はオーストラリアの平等主義精神の一環です。また社会奉仕やボランティア活動を行う強い伝統もあります」。

シティズンシップをもつと得られる恩恵・権利・義務・責任についての記述の後には、オーストラリアの歴史が述べられている。それをここで引用することは煩瑣なので避けたいが、歴史のなかのサブタイトルと登場する人物についてのみまとめておきたい。歴史のサブタイトルと登場人物を見れば、オーストラリア研究者やオーストラリア歴史に詳しい人ならその中身は容易に想像できよう。オーストラリアの歴史の目次は、①原始オーストラリア、②初期ヨーロッパ人入植、③キャプテン・ジェームズ・クック、④囚人入植者、⑤苛酷な土地、⑥ディガー (Diggers)、⑦経済と政治、⑧スポーツ、⑨国家、⑩アボリジニの人々、となっている。登場人物は以下の通り。

ウィリアム・ヤンズ (William Jansz)

- ルイス・バエス・デ・トレス (Luis Vaez de Torres)
アベル・タスマン (Abel Tasman)
キャプテン・ジェームズ・クック (Captain James Cook・本人・乗船ビーグル号写真付き)
英国国王ジョージ三世 (King George III)
ジョセフ・バンクス (Joseph Banks)
キャプテン・アーサー・フィリップ (Captain Arthur Phillip)
ラクラン・マッコリー (Governor Lachlan Macquarie) (写真付き)
フランシス・グリーンナウェイ (Francis Greenway)
キャロライン・チズム (Caroline Chisholm)
グレゴリー・ブラックスランド (Gregory Blaxland)
ウィリアム・チャールズ・ウェントワース (William Charles Wentworth)
ウィリアム・ローソン (William Lawson)
ルドウィヒ・ライカート (Ludwig Leichardt)
ロバート・オーハラ・バーク (Robert O'Hara Burke) (写真付き)
ウィリアム・ジョン・ウィルズ (William John Wills) (写真付き)
チャールズ・オコナー (Charles O'Connor)
チャールズ・キングスフォード・スミス卿 (Sir Charles Kingsford Smith)
チャールズ・アルム (Charles Ulm)
ナンシー・バード・ウォルトン (Nancy Bird Walton)

ジョン・シンプソン・カークパトリック (John Simpson Kirkpatrick)
ジョン・モナッシュ (John Monash)
エドワード・ウェアリー・ダンロップ (Edward 'Weary' Dunlop)
エディス・コーワン (Edith Cowan)
イニッド・ライオンズ (Enid Lyons)
ファアラップ (Phar Lap) (写真付※)
ドナルド・ブラッドマン卿 (Sir Donald Bradman) (写真付※)
ヒューバート・オPPERマン卿 (Sir Hubert Opperman)
ウォルター・リンドラム (Walter Lindrum)
フランク・セッジマン (Frank Sedgman)
ケン・マクレガー (Ken McGregor)
ルー・ホード (Lew Hoad)
ケン・ローズウォール (Ken Rosewall)
ピーター・ドッズ・McCORMICK (Peter Dodds McCormick)
マーガレット・コート (Margaret Court)
イボン・グーラゴン (Evyonne Goolagong)
ロッド・レイバー (Rod Laver)
キャシー・フリーマン (Cathy Freeman)
ヘンリー・ローソン (Henry Lawson)

A・B (バンジョー) パターソン (Andrew B. (Banjo) Paterson)
ルイーザ・ローソン (Louisa Lawson)
アーサー・ストリートン (Arthur Streeton)
トム・ロバーツ (Tom Roberts)
フレッド・マッカビン (Fred McCubbin)
ネリー・メルバ女史 (勲爵士) (Dame Nellie Melba) (写真付き)
ヘンリー・パークス卿 (Sir Henry Parkes)
エドムンド・バートン (Edmund Barton) (写真付き)
アルフレッド・ディーキン (Alfred Deakin)

以上の人物について熟知している人は相当なオーストラリア研究者であろう。ところで、歴史の記述を読んで特記すべきことがある。第一は、アジア系移民がやってきて白豪主義が形成されたことと、終了したことは書いてあるが、序文と同じく多文化主義については全く触れられていない。その歴史が全くなかったかのようである。第二は、ゴールドラッシュは、白豪主義の起点となるものであるが、本記述では、オーストラリアの民主主義発展の第一歩であるユーリカ砦の起点として扱われている。第三は、その代わり、オーストラリア国民意識が形成される大きなステップとなった第一次大戦中の「ガリボリの戦い」と「アンザックデー」のことが本文のなかに記述されるとともに、特別なコラムのなかで特記されているという点である。第四は、アボリジニの歴史とその生活についての記述はあるが、ここにも多文化主義の文字はでてこない。第五は、歴史およびそれ以外のセクションでも採り上げられ、一番登場するのはエリザベス女王二世 (Queen Elizabeth II.) かもしれない。

歴史の記述は、白豪主義が終わりアジアからの移民・難民が大量に入国し、今や人口の二二%が移住者の国であることが強調されて終わるが、その最後にノーベル賞受賞者の名が並ぶようになっている。オーストラリアのノーベル賞受賞者の受賞分野は科学と医学の研究を中心に、これまでに九名のオーストラリア人が受賞している。なお、ノーベル文学賞受賞者も一人含まれている（ノーベル賞受賞者については省略する）。

歴史の記述のあるパート二では、オーストラリアの国土、人口構成、生活習慣やオーストラリア連邦と州の成り立ちやエンブレム・国旗・州旗、アボリジニ、トーレス諸島旗等の由来が紹介されている。オーストラリアの生活や国旗などの紹介、そして歴史（経済・スポーツ、文化の歴史含む）の紹介が終わると、パート三で憲法の概要や政治制度（連邦・州・地方自治体）や戦況についての記述が続き、最後に市民権取得の手続きやら試験についての紹介が続く。以上のようなオーストラリアの価値やオーストラリアの諸々について理解を終わればテストを受けることになる。問題の一例は以下になっている。

〈問題例〉

1. 連邦が成立したのは何年ですか
2. オーストラリアデーは何日ですか
3. オーストラリアの初代総理大臣は誰ですか
4. オーストラリア国歌の一行目は何ですか
5. オーストラリアの国花は何ですか
6. オーストラリアの人口は何人ですか
7. 連邦議会の国会議事堂はどの都市にありますか
8. 女王のオーストラリアにおける代理人は誰ですか
9. 議会の議員はどのように選ばれますか

10. 議会の議員は誰を代表しますか
11. 連邦選挙の後、誰が新しい政府を作りますか
12. オーストラリアの国旗は何色ですか
13. オーストラリア政府の代表者は誰ですか
14. オーストラリアの政治の三つのレベルは何ですか
15. オーストラリアのヨーロッパ人入植は何年に始まりましたか
16. 要請があつた場合に陪審員を務めることは、オーストラリア国民の責任です。これは正しいですか、誤りですか
17. オーストラリアでは誰もが自由に自分の選んだ宗教を信仰することができ、宗教を信仰しないことも自由です。これは正しいですか、誤りですか
18. 連邦議会の議員に選ばれるためには、オーストラリア市民権をもっていなければなりません。これは正しいですか、誤りですか
19. オーストラリア国民として、私は海外で生まれた自分の赤ん坊をオーストラリア人として登録する権利があります。これは正しいですか、誤りですか
20. 18歳以上のオーストラリア国民は有権者登録を行うことが義務づけられています。これは正しいですか、誤りですか

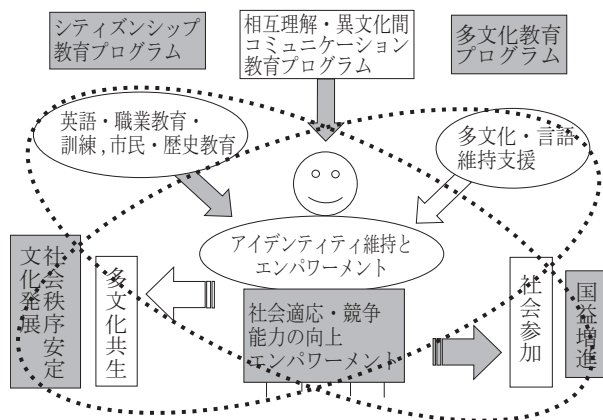
オーストラリアの価値のリストや試験問題をみてシティズンシップ・テストの項目として、とくにおかしなものはない。しかし、リストをみて気になるのは、リベラルな価値と議会制民主主義の尊重を重視しているが、移住者の文化・言語の尊重についてはほとんど議論されていないことである。多様な文化よりも共通の社会的絆を強調することに主眼が置かれているので、文化・言語・宗教・国籍有無による差別はしないとされているだけである。しかし、多文化主義国家を標榜するオーストラリアとしてはバランスを失しているように思える。テロリ

スト攻撃への不安、原理主義への批判の観点から、多文化承認よりも一般的なシティズンシップを強調することに力点が置かれているのは当然としても、一九七〇年代半ばより多文化主義を標榜している国が、その点についてほとんど言及していない。シティズンシップ・テスト導入に反対するオーストラリア人も不安に感じるところである。まるで教科書の「歴史」は、多文化主義以前に書かれた白人中心の歴史記述を読んでいるかのようだ。そのため、人口の多様性は統計で示されているが、そのことが印象に残らない。この文章はハワード政権時代に準備されたものであるとすれば理解できることである。

しかも、オーストラリアのシティズンシップ教育の内容を細かく精査した飯笹佐代子(二〇〇七)の研究によると、民主主義を開発し発展させたのは白人たちであり、その起源はギリシャ・ローマのシティズンシップであり、他のだれもが考えつかなかったものである。アジア・アフリカ、中東の国々は、長い間抑圧的なアジア的専制のもとで苦しんでいたと教えられているのだから、不安は高まる。本稿で引用した教科書のなかの短い歴史をみるとそうした不安は正当化できるだろう。だとすると、オーストラリアの文脈で行われたシティズンシップ教育は、イスラム教徒をはじめとする中東・アジア・アフリカ系移民、難民定住者にとり偏ったものとなる。白人が発展させてきたものとしてのシティズンシップ概念が教育され、白人優位の世界観を植え付けるものとなる可能性が高い。

多文化性より白人文化・白人性の優位性を強調するものとなり、多文化主義のもと自信を失っていた白人系国民とその子女にとっては自信回復剤となり、シティズンシップ教育がマイノリティをエンパワーメントするのではなく、むしろデイス・エンパワーメントすることになりかねない。シティズンシップ教育は、人種・民族・エスニシティに中立的に教えられなければ、多文化社会のなかではむしろ紛争抑制ではなく、紛争促進的で差別誘発的な存在になってしまう。そして、主流国民へのエンパワーメントになりかねない。今日、シティズンシップ

図6 多文化教育とシティズンシップ教育



多文化・シティズンシップ教育双方のバランスがエンパワーメントと社会秩序維持に必要な

sensitivity、文化的多様性への感受性のこと）を伸ばす目的をもつ。シティズンシップ教育と多文化教育の双方のバランスが、オーストラリア多文化社会の安定的発展維持してきたとするならば、今後そのバランスがどうなるのか不安になる人々も増えるだろう（図6参照）。

の議論は、古典的国家としてシティズンシップの強調から脱国家的で、脱領域的・多文化肯定型の新しいシティズンシップを強調する方向へ動いているとすると、逆行的な動きのように思える。

さらに、多文化主義という名称がなくなると多文化 (Multicultural and multilingual education) ・多言語教育 (Multilingual education) への将来への不満も強まる⁽⁹⁾。多文化教育は、一方で、非英語系移民・難民定住者やその子女が伝統文化・母語教育を受け、自分の文化的アイデンティティを確立するとともに、自信を強めた状態で社会参加できるようにエンパワーメントを図るプログラムである。と同時に、受け入れ国住民が受け入れた様々な非英語系移民・難民の歴史、文化、言語を理解して相互理解を深め、自国の多文化社会化を理解し、異文化コミュニケーションの重要性や「多文化受容心」(Multicultural

おわりに——多文化主義国家から文化多様性国家へ？

シティズンシップ・テストが導入されて一年が過ぎる。連邦労働党ラッド現政権は、シティズンシップ・テストによる合格・不合格の結果についてこまめに報告し、その結果はほとんどの人が合格しているから問題ないとしている。ラッド政権は、シティズンシップ・テスト受験のための教科書である *Becoming an Australian Citizen* の多言語版を発行するとともに（日本語も含まれている、現在三七言語）、受験の手引きなどを完備するだけでなく、受験に必要な英語力を早急に養うために移民・難民支援団体である NGO や NPO に対し、英語教育プログラム充実のための財政支援を強化している。その成果であろうか、合格率は九五%を超えている。

しかし、難民・あるいは人道プログラムにより移住してきた人々の合格率は、企業推薦や熟練・技能労働者カテゴリーで入国した人々（ほぼ一〇〇%）に比べ低い（八〇%前後）ことから、シティズンシップ・テスト評価委員会を立ち上げ（二〇〇八年八月に報告書刊行）、ハワード政権が作成したテスト全体と教科書の見直しを行った（二〇〇九年一〇月実施）。労働党もテロ問題対策の一貫として、シティズンシップ教育やテストに対しては支持の立場であり、ラッド首相以前の党リーダーのなかには、アジア・中東・アフリカからの観光客として入国する人にもテストは必要だと論じたものもいたほどである。現在のところ超党派の支持を得ているが、合格率が下があれば批判を招くので、テストの質を高めかつ合格最低点を挙げる（六〇%から七五%へ）と同時に、現在の合格率を維持するという難しいかじ取りに迫られている。

さらに、ラッド政権は、文化的多様性を無視しているわけではないが、ハワード政権の立場を踏襲し、多文化主義という言葉を封印しているかのようである。ラッド連邦政権移民省ホームページからは、多文化主義あるいは「多文化オーストラリア」(Multicultural Australia) という言葉は消えて、「文化多様性のオーストラリア」

(A Cultural Diverse Australia) という表現が多くみられる。多文化「主義」が宗教的原理「主義」と結びつくことを恐れての判断だろうが、多文化主義の名称が封印されていることは確かである。従来の多文化主義政策・サービスは、「文化多様なオーストラリア」プログラムに引き継がれていると考えてよいが、従来の多文化主義に基づく様々なサービス・プログラムの後退につながるかどうか注意深く見守る必要がある。いずれにせよ多文化主義への逆風はつよいということで、今後ラッド政権による見直しで教科書のなかの歴史が改訂されるのかどうか気になるところである。

最後に、多文化社会では、シティズンシップ教育は、必要以上に強調されることが多い。それが非白人系移民系国民の周辺化につながる可能性も大きい。今回の見直しが悪い方向にいかないと保証は何もない。ところで、本稿執筆中にシティズンシップ・テストの変更がなされた。本稿では、関根（二〇〇九）において論じた多文化主義の変容の続きとして、ハワード政権による脱多文化主義の動きの一つとしてシティズンシップ・テストとその教材を位置づけ、オーストラリア多文化主義の動きを探ろうとした。しかし、締め切りとの関係もあり、ラッド政権の新しいシティズンシップ・テストとその教材の分析を先伸ばしにせざるを得ない。

- (1) 多文化主義の概要についてより詳しくは、関根政美（一九八九）に加えて関根（二〇〇〇、二〇〇二）を参照。『多文化社会オーストラリアへの全国的課題』（一九八九）は、<http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/agenda/agenda89/australi.htm> べ、また『多文化社会オーストラリアへの新全国的課題』（一九九九）<http://www.immi.gov.au/media/publications/multicultural/agenda/> につ、現在でも参照可能。厳密には、多文化主義に「オーストラリア」という国名を付けて呼称するようになるのはハワード政権の時代になってからだといわれるが、本報告では全体を通して使用する。

- (2) グラスビーの多文化主義観については本人による概説書（グラスビー、二〇〇二）を参照。最近のオーストラリ

ア多文化主義の現場については、塩原 (二〇〇五 a) が大変参考になる。また、白豪主義形成と終焉、オーストラリア多文化主義発展の歴史については、関根 (一九八九)、および Lopez (2000) を参照されたい。また、オーストラリア移民の歴史については Castles, Foster, Iredale and Withers (1998); Jayasuriya and Kee (1999); Jupp (2002) を参照。白豪主義については Yarwood and Knowing (1982) を参照。一九六〇年代からの非英語系移民の社会問題と多文化主義要求の議論については、マーチン (一九七八) を参照。

(3) 一九九〇年代のオーストラリアの政治・社会変動と市民意識の変化については、関根政美 (一九九二、一九九五、一九九七、二〇〇四) を参照のこと。また、P・ハンソン・ワン・ネイション党の展開の政治的メカニズムなどを考えるために、グローバリゼーションと極右政党台頭の問題について考察した関根 (二〇〇五 b) も参照されたい。カナダ・米国・フランスなどの移民論争・多文化主義あるいは類似の政策を巡る議論については、関根・塩原編 (二〇〇七) 所収の各論文参照。

(4) 二〇〇〇年代の文化・社会変動と市民意識の動態、そして多文化共生と多文化競生について詳しくは、関根 (二〇〇九) 参照。太平洋ソリューションを中心とする近年のオーストラリアの移民・難民政策の現況については浅川 (二〇〇六) を参照。多文化共生は生物学用語の共利共生 (symbiosis) を由来としているが、寄生などの片利共生状態・共食いを連想する場合を考えて (cooperation) とした。

(5) シティズンシップ・テストに関しては、以下のウェブサイトを参照した。http://www.citizenship.gov.au/および http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/about_test.htm/ (二〇〇九年九月二二日閲覧)。シティズンシップ・テストおよび教材 *Becoming an Australian Citizen* については、http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/preparing/ を参照願いたい。二〇〇九年一月九日以降の試験用教材は、*Australian Citizenship: Our Common Bond* (http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/preparing2/) に変更されるようになった。多言語教材は二〇一〇年初頭までに揃える予定となっている。本文でも書いたように、両者の違いについての分析は本論文提出日までには間に合わず、今後の課題としたい。なお現行教材の日本語版は http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/_pdf/citiz-booklet-japanese.pdf を参照。

(6) オーストラリアの言語教育については、松田陽子 (二〇〇九) 参照。

参考文献

- 浅川晃広 二〇〇六『オーストラリア移民政策論』中央公論事業出版。
- Castles, Stephen, William Foster, Robyn Iredale, and Glenn Withers 1998. *Immigration and Australia: Myths and Realities*. Sydney: Allen & Unwin.
- Gare, A. 2003. "Aboriginals, Colonists and Multiculturalism: The Dialectic of Recognition and Social Exclusion in Australian History," in *Social Exclusion: An Approach to the Australian Case*, edited by Doris Weiss. Frankfurt am Main: Peter Lang.
- クラスビー、A・(藤森黎子訳) 二〇〇二『寛容のレシピ——オーストラリア風多文化主義を召し上げ』NTT出版。
- 飯笹佐代子 二〇〇七『シティズンシップと多文化国家——オーストラリアから読み解く』日本経済評論社。
- Jayasuriya, L., and Pookong Kee. 1999. *The Asianisation of Australia?* Melbourne: Melbourne University Press.
- Jupp, James 2002. *From White Australia to Woomera: The Story of Australian Immigration* Melbourne: Cambridge University Press.
- Lopez, M. 2000. *The Origins of Multiculturalism in Australian Politics 1945-1957*, Carlton, Vic.: Melbourne: Melbourne University Press.
- マーチン、J・(古沢みよ訳) 一九八四『オーストラリアの移民政策』勁草書房。
- 松田陽子 二〇〇九『多文化社会オーストラリアの言語政策』ひつじ書房。
- 塩原良和 二〇〇五a、『ネオ・リベリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュリズムの変容』三三社。
- 塩原良和 二〇〇五b『多文化市民のための多様な多文化主義——多文化主義政策分析のための方法的インプリケーション』有未賢・関根政美編所収。

- 関根政美 一九八九『マルチカルチュラル・オーストラリア——多文化オーストラリアの社会変動』成文堂。
- 関根政美 二〇〇〇『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
- 関根政美 一九九二「二〇〇一年のオーストラリア——新国旗および共和国論争の視点から」『法学研究』六五卷一
号。
- 関根政美 一九九五「現代オーストラリアのナショナリズム——グローバルコミュニケーション時代のナショナリズム」『法学研究』六八卷一一号。
- 関根政美 一九九七「グローバリゼーションとオーストラリア——グローバリゼーションが生んだハンソン論争」『法学研究』七〇卷一〇号。
- 関根政美 二〇〇二「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島喬・梶田孝道編『マイノリティと社会構造
(国際社会④)』東京大学出版会所収。
- 関根政美 二〇〇四「多文化交錯社会オーストラリアの市民意識の動態」『法学研究』七七卷一号。
- 関根政美 二〇〇五 a 「多文化国家における移民政策のジレンマ」『社会学評論』五六卷二号。
- 関根政美 二〇〇五 b 「多文化社会化する欧州の極右台頭と多文化社会日本」有末賢・関根政美編『戦後日本の社会
と市民意識(慶應義塾 21 COE・CCC 叢書七)』慶應義塾大学出版会所収。
- 関根政美・塩原良和編 二〇〇七『多文化社会における市民意識の動態と政治社会秩序形成(慶應義塾 21 COE・C
CC 叢書 37)』慶應義塾大学出版会。
- 関根政美 二〇〇九「オーストラリア多文化主義と移民政策の変容」石井由香・関根政美・塩原良和著『アジア系専
門職移民の現在——変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』慶應義塾大学出版会所収。
- Weiss, Doris ed. 2003. *Social Exclusion: An Approach to the Australian Case*. Frankfurt am Main: Peter Lang.
- Yarwood, A. T., and M. J. Knowing. 1982. *Race Relations in Australia: A History*. Sydney: Methuen Aus-
tralia.